

令和7年6月6日

「じゅんかん育ち」の商標の登録について

～「じゅんかん育ち」の商標登録と使用規約の策定を実施～

日本下水道協会は、下水道資源を有効利用して生産した農作物などの愛称である「じゅんかん育ち」について商標を登録し、使用規約を策定しましたのでお知らせします。

「じゅんかん育ち」は、国土交通省が GKP(下水道広報プラットホーム)[※]と連携して、平成29年4月に決定した下水道資源(下水汚泥、再生水、下水処理の過程で発生する熱等)を有効利用して生産した農作物などの愛称です。このたび、「じゅんかん育ち」の商標(別紙)の登録と、当該商標の使用規約の策定を行いましたのでお知らせします。

当該商標については、下水道発食材(下水道資源を有効利用して作られた食材)の生産者、下水道発食材を使用した商品・サービスを提供する販売者の方々など、商標使用を希望される方は、使用規約に基づく手続きを行うことにより無償で使用いただけます。

使用規約については、以下の URL または QR コードからご確認ください。

◎「じゅんかん育ち」について

<https://www.jswa.jp/gx/junkansodachi/>



日本下水道協会は今後も国土交通省と連携し、ホームページやパンフレット等を通じた情報発信により、「じゅんかん育ち」の普及拡大を図り、下水道発食材のイメージ向上と消費拡大及び農業分野における下水道資源の有効利用促進に向けた取組を行ってまいります。

※GKP(下水道広報プラットホーム):

広報活動等を通じて下水道の真の価値を伝えるとともに、これからの下水道を皆で考えていく全国ネットワークの構築と情報交流・連携を目指す組織であり、日本下水道協会が事務局として活動を行っております。

「じゅんかん育ち」の商標使用に関するお問い合わせ先:

公益社団法人 日本下水道協会 技術課: 寺松・前田・酒井

TEL:03-6206-0369 (9:00~17:00) E-mail:junkan@ngsk.or.jp

「じゅんかん育ち」の普及啓発に関するお問い合わせ先:

国土交通省 水管理・国土保全局 上下水道企画課(上下水道審議官グループ)

課長補佐 尾崎・資源利用係長 吉松 TEL:03-5253-8111[内線:34142、34164]





商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第6839422号

(REGISTRATION NUMBER)

(標準文字)

商標
(THE MARK)

じゅんかん育ち

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)第1類 化学品、工業用のり及び接着剤、植物成長調整剤類、
肥料、陶磁器用釉薬、塗装用パテ、高級（その他別紙記載）商標権者 東京都千代田区内神田2丁目10番12号 内神田す
(OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT) いすいビル

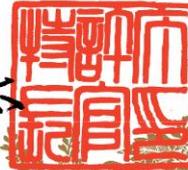
公益社団法人日本下水道協会

出願番号 商願2023-108982
(APPLICATION NUMBER)出願日 令和5年9月29日 (September 29, 2023)
(FILING DATE)登録日 令和6年8月30日 (August 30, 2024)
(REGISTRATION DATE)この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和6年8月30日 (August 30, 2024)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

小野洋太



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 1)

登録第6839422号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2023-108982 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第 1 類) 脂肪酸, 非鉄金属, 非金属鉱物, 写真材料, 試験紙 (医療用のものを除く。), 工業用人工甘味料, 工業用粉類, 原料プラスチック, パルプ

第29類 菓子 (肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものに限る。), 食用油脂, 乳製品, 食肉, 卵, 食用魚介類 (生きているものを除く。), 冷凍野菜, 冷凍果実, 肉製品, 加工水産物 (「かつお節・寒天・削り節・食用魚粉・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を除く。), かつお節, 寒天, 削り節, 食用魚粉, とろろ昆布, 干しのり, 干しひじき, 干しわかめ, 焼きのり, 加工野菜及び加工果実, 油揚げ, 凍り豆腐, こんにゃく, 豆乳, 豆腐, 納豆, 加工卵, カレー・シチュー又はスープのもと, お茶漬けのり, ふりかけ, なめ物, 豆

第30類 アイスクリーム用凝固剤, ホイップクリーム用安定剤, 料理用食肉軟化剤, 食品香料 (精油のものを除く。), 茶, コーヒー, ココア, 菓子 (肉・魚・果物・野菜・豆類又はナッツを主原料とするものを除く。), パン, サンドイッチ, 中華まんじゅう, ハンバーガー, ピザ, ホットドッグ, ミートパイ, みそ, ウースターソース, グレービーソース, ケチャップソース, しょうゆ, 食酢, 酢の素, そばつゆ, ドレッシング, ホワイトソース, マヨネーズソース, 焼肉のたれ, 角砂糖, 果糖, 氷砂糖 (調味料), 砂糖, 麦芽糖, はちみつ, ぶどう糖, 粉末あめ, 水あめ (調味料), 料理用人工甘味料, うま味調味料, 香辛料, アイスクリームのもと, シャーベットののもと, コーヒー豆, 穀物の加工品, チョコレートスプレッド, ぎょうぎ, しゅうまい, すし, たこ焼き, 弁当, ラビオリ, イーストパウダー, こうじ, 酵母, ベーキングパウダー, 即席菓子ののもと, パスタソース, 食用酒かす, 米, 脱穀済みのえん麦, 脱穀済みの大麦, 食用グルテン, 食用粉類

第31類 生花の花輪, 釣り用餌, ホップ, 食用魚介類 (生きているものに限る。), 海藻類, 野菜 (「茶の葉」を除く。), 茶の葉, 糖料作物, 果実, 麦芽, あわ, きび, ごま, そば (穀物), とうもろこし (穀物), ひえ



商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

(続葉 2)

登録第6839422号 (REGISTRATION NUMBER)

商願2023-108982 (APPLICATION NUMBER)

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

(LIST OF GOODS AND SERVICES)

(第31類) , 麦, 粳米, もろこし, 飼料, 種子類, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽, 獣類・魚類 (食用のものを除く。)・鳥類及び昆虫類 (生きているものに限る。), 蚕種, 種繭, 種繭, 漆の実, 未加工のコルク, やしの葉

第32類 ビール, 清涼飲料, 果実飲料, 飲料用野菜ジュース, ビール製造用ホップエキス, 乳清飲料

第33類 清酒, 焼酎, 合成清酒, 白酒, 直し, みりん, 洋酒, 果実酒, 酎ハイ, 中国酒, 薬味酒

[以下余白]



「じゅんかん育ち」使用規約のポイント

- ・「じゅんかん育ち」は日本国内の下水道資源を有効利用して作られた食材などに使用可能
- （下水道資源とは
 - ・下水処理により発生する下水汚泥、再生水(処理水)、二酸化炭素及び熱
 - ・下水と外気温の温度差エネルギー(以下「下水熱」という)
- ・使用規約に基づく申請を行うことにより、商標を無償で使用可能
- ・下水道発食材だけでなく、下水道発食材を使用した商品・サービスについても使用可能

「じゅんかん育ち」農産物(使用例)※



北海道岩見沢市



北海道帯広市



長野県富士見町



長野県富士見町

※ 紹介した「じゅんかん育ち」農産物は、今後、使用規約に基づく申請手続きの予定

